

P.3864 「(擬) 刺史書儀」「吊儀」小考

——書儀の成書過程の解明を目指して*

Letter Etiquette for Expressing Condolences described in Pelliot chinois 3864

山本孝子

はじめに

P.3449+P.3864 「(擬) 刺史書儀」は、P.3449 (28 葉) と P.3864 (7 葉) の全 35 葉からなる首缺尾完の冊子體の寫本である¹。この書儀は「表狀箋啓書儀」に分類されており²、P.3449 の研究に先鞭をつけた周一良氏が「内容が系統的でない」と指摘する通り³、各種模範文を場面や相手に應じて分類し、順序立てて整理・編纂された吉凶書儀に比べて、種種雑多な印象を與える。

収録される文例計 78 通のうち⁴、一部を除き、大部分には用途や宛先、書式を示す標題が附されている。前半部分の吉儀 (P.3449 と P.3864 の第 3 葉まで) ではひとつひとつの文例に「都頭書」「郎官謝狀」「表本謝節料」「朝見記事」といった標題が附されているにも関わらず、後半部分 (書簡文例ではない「表錢去處」のあとに記される内容、68 通目以降) はかなりざっくりとおおまかに「吊儀」「又、問疾」「謝主務」に分けられ、それぞれ二通目以降は「又」と示されるのみである。

*本稿は日本學術振興會科學研究費基盤研究 (C) 『『參天台五臺山記』を援用した漢文手紙文書の運用實態解明に向けた研究』(21K00335) による成果の一部である。

¹全文の釋文は [趙 1997] 166-212 頁に収録される。内容が繋がるように、寫本とは一部順序を入れ替えて排列されるが、本稿もこれに従う。引用に際しては Gallica 公開のカラー寫眞に據り文字を改めた箇所がある。

²敦煌發見の書儀は、周一良・趙和平兩氏により朋友書儀・吉凶 (/綜合) 書儀・表狀箋啓書儀の三種に分類されている。[趙和平 1993] 10 頁。

³ [周一良 1995] 53 頁。

⁴P.3864 の最終葉に、書儀とは関係のない内容の書き込みが見えるものの、最後の一通の内容は缺けることなく残っている。

また、これらのテキストは前半部分と比べて線幅の細い文字でやや小さく記されており、筆が異なるようである。

本稿では、後半部分のうち、吉儀に比べて書式や内容の違いが観察しやすい「吊儀」(68通目から72通目まで計5通)に焦点を当てる。連続して書寫される文例に「又」とあるものの、実際には前後の文例では書式が異なっていることから、これが「吊書(お悔やみの手紙)」の文例であることをいうのではなく、それに對する「答書(返答)」も含む、お悔やみの禮儀作法全般を指すものと考えられる⁵。まずは文例を精査し、差出人と受取人、亡者との関係や使用される場面などを明らかにしたい。また、前半と後半を同じ書儀と見做して問題ないのか、複数の製作過程・背景の異なるテキストが偶然同じ冊子に連続して記されたという可能性はないのか、「刺史書儀」という擬題や「表狀箋啓書儀」への分類が妥當であるか、といった問題の解決に向けて、時代を反映する特徴に着目しつつ、「吊儀」5通の関係、残る文例との関係についても若干の考察を加えたい。

1. 「吊儀」の釋文と考察

「吊儀」以下「又」の標題で収録される五つの文例の釋文を示し、順に内容を確認する。

1.1. 「吊儀」(68通目) —— 悔やみの品に對する禮

自間冰慈、恒深攀望、値以△縈計、不及頻附懇誠。今則伏蒙眷私、以△家室傾逝、遠垂軍將、馳送吊儀。物色收領、不任感創。專人迴、謹復狀披謝。伏惟。

まず、「△家室傾逝」の部分から、差出人が妻を亡くしたことがわかる。つまり、差出人は遺族としてお悔やみの言葉を掛けられる側にある。末尾に「謹復狀披謝」とあることから、これは「吊答書」である⁶。ただし、吉凶書儀に見られる典型的な吊答書とはやや異なる点もあるので、詳しく見ていきたい。

冒頭では「自間冰慈、恒深攀望」と相手を思い慕う気持ちを述べるが、妻を亡くした場合に限らず吊答書では、家族を亡くした悲しみをあらわすことばから書き出すのが一般的である。それは身内を亡くした直後だけでなく、一定の期間を経

⁵他の書儀では「凶儀」として「告哀書」や「答書」もあわせて収録されることが多い。

⁶敦煌發見の吉凶書儀では、P.3637『新定書儀鏡』「(吊妻亡書) 答書」「拙室殞逝」(「吊妻亡書」では「賢室_{尊夫人}殞逝」)、P.2622『吉凶書儀』「(吊人妻亡) 答疏」「室人喪逝」(「吊人妻亡」では「賢閣夫人傾逝」)のようによく似た表現が確認できる。「傾逝」「殞逝」など死を表す語の使い分けについては、[張小豔 2007] 98-99 頁参照。

たあとでも同様で、例えば P.2622『吉凶書儀』「(吊人父母經時節疏大小詳亦同) 答疏」には「罪逆深重、不自死滅、日月不居、奄及ム節、攀號躄踊、五内屠裂」と見える。この 68 通目とよく似た表現が用いられるのはむしろ吉儀の方で、P.3864 と作成年代の近い五代期の書儀に「累日不睹冰姿、倍深攀戀」(P.3931「(擬) 靈武節度使表狀集」別紙)、「久欽仁德、未睹冰容、攀戀日増、無因面會」(P.3906「書儀」別紙)、「數日不睹冰容、彌増攀戀」(同「屈知聞來日喫飮狀」) で書き出される文例が確認できる⁷。

また、「伏蒙眷私」についても、敦煌寫本書儀では吉儀、特に祝賀や謝禮の手紙に多く見られ、凶儀での使用例を見出すことはできない⁸。しかし、『五杉練若新學備用』巻中「慰書式様・(單幅書) 答書」や「同・(慰伯叔兄弟) 答書」に「伏蒙尊慈或云仁私」と、「眷私」の同義語「仁私」⁹が使用されることから、少なくとも五代期には吊答書での使用が受け容れられていたと考えられる。司馬光『書儀』巻九「父母亡答人狀」「伏承尊慈、俯賜慰問、哀感之至、不任下誠」の註釋に「平交云、……………。降等云、『遠蒙眷私、曲加慰問、哀感之深、非言可論』、「祖父母亡答人啓狀」「伏蒙尊慈、特賜書尺慰問、哀感之至、不任下誠」の註釋に「『仁恩』『眷私』隨等」とあるように、目下の人物に對して用いられる語であった。

このように吊答書に吉儀の表現が用いられるのは時代の變化によるものとも考えられるが、この答書を書いている時點ですでに喪が明けていた可能性も否定できない。先に言及したように、吊書は亡くなった直後だけでなく、服喪期間の節目にも送られる。司馬光『書儀』巻九「與居憂人啓狀」では月日が流れることをあらかず表現の中に旬朔、安厝、卒哭、大祥と並んで禫除があげられている。禫除の際に受け取った手紙への返事であるとすれば、それを書いている時點では喪が明けており、吉儀に従って用語を選択したとしても不思議ではない。

「物色收領」の組み合わせは、吉凶問わず、書儀に収録される各種模範文には見られない。「物色」は P.3691『新集書儀』「端午獻物□」「某物色具列名目」や同「謝賜物狀」「其物色目。右伏奉委曲、特賜前件物色……」¹⁰に確認でき、実際に手紙を書く際には贈呈する、あるいは受け取った物品名に置き換えられる(多くの場合、

⁷ 「冰慈」「冰姿」「冰容」はいずれも相手(受取人)の容姿をいう敬語である[張小豔 2007] 312 頁。

⁸ 吉儀に比べて凶儀の手紙は現存する絶対数が少ないので、全く使われていなかったと断言することはできない。

⁹ 『五杉練若新學備用』巻中「論書題高下」「謝宰相位人即云『鴻慈』、『鈞慈』、『台慈』、尊人即云『恩造』、『尊造』、『恩慈』、『尊慈』。其次『仁慈』、『仁造』。其次『仁眷』、『仁私』、『眷私』。其次『周謹』、『勤眷』。」

¹⁰ P.3691 の缺損部分の文字は S.766 に據り補った。

その數量も示される)¹¹。「收領」は書儀に用例を見い出すことはできないものの、敦煌發見の私信に「到日收領」のかたちであられる。S.4362「今右信白練壹疋、在長會李押衙二人手上、到日收領」、羽 172 v ノ二¹²「今者西去人往般次、曹都頭、官健王保昌手上白褐壹段、到日收領」、1919, 0101, 0.76 (SP.76 / Ch.00144)¹³「般次内趙法律手上發遣土布汗衫一領・菲草壹斗、到日收領」のように、受取人への贈り物の内容とそれを託した人物の名前を示した上で、「到日收領」と、到着した日に受け取るように述べている。三通はそれぞれ宋富松から兄の宋都頭、索什子から阿耶、妻・鄧慶連から夫である僧・李保祐への手紙である。また、S.4685では兄・李丑兒から弟・李奴子への手紙の裏面に記された封題に「伊州弟李奴子收領 / 沙州兄李丑兒處付」と見える。どの用例でも「收領」の動作主は手紙の受取人で、羽 172 v ノ二が子から親への手紙であることを除けば、残りは同世代のほぼ對等な關係でのやりとりされた家書である。68 通目では「收領」の動作主が妻を亡くした差出人本人であることから、「收領」は敬意を含まない表現であると考えられる。

ここで「收領」した「物色」がどのようなものであるか、具体的に示されていないが、直前の「馳送吊儀」の通り、送られたのは「吊儀」、つまり妻を亡くした差出人へのお悔やみの品物である。「吊儀」について、例えば、S.4571v では「錢財駝馬一箱、酒壹瓶」が、S.5804v では「白羅壹段、紫繩壹、緋紬壹段色物三事」が贈られている¹⁴。吉凶書儀に示される「吊答書」は基本的に「吊書」(手紙)に對する返信で、「吊儀」(贈り物)に言及するものはなく、このような文言も見られない。ただ『五杉練若新學備用』巻中には「在孝制中、除修答慰書外、有送祭賻殯禮上靈香等、即隨修謝書俗書百日外方有書、若僧家不同俗、云『大宿夜』」とあり¹⁵、お悔やみのことばだけでなく、物品が添えられることも少なくなかったはずである¹⁶。司馬光『書儀』巻九「喪儀五」には「致賻襚狀」と「謝賻襚書」も収録されている。

最後に末尾の表現を取り上げる。「伏惟」で書き止められているが、本來結びの語や日付、差出人の署名が續いたはずである。「伏惟」を含む表現で末尾に用いられるのは「伏惟照察」(「念察」「鑒察」など敬意の強さに差のある同義語を含む)で、前半部分 P.3449「辭諸官員書」(13 通目)「謹修狀辭違。伏惟照察。謹狀」や「謝生料及熟飯等」(26 通目)「謹修狀陳謝。伏惟照察。謹狀」など用例は少なくな

¹¹ 「獻物狀」「賜物狀」については、[山本 2019b] 参照。

¹² 全文は [坂尻 2012a] 参照。

¹³ 全文は [坂尻 2012b] 参照。

¹⁴ S.4571v を含む凶儀における物品の授受については [山本 2017] 参照。

¹⁵ 「謝上靈香紙或茶」と「謝殯禮賻」の文例も見える。なお、ここでは「物色收領」ではなく「特賜靈香茶」と、謝賜物狀の「特賜前件物」と共通する表現が用いられる。

¹⁶ 『高野雜筆集』下巻には「吊答書」に贈り物が添えられる例も確認できる。

い。凶儀でも、『五杉練若新學備用』「(三幅書) 第三幅」「謹奉狀。伏惟俯賜鑒察。謹狀」や「(復來書様) 第三幅」「謹復狀陳謝。伏惟照察。謹狀」に使用が確認でき、ここで「伏惟」のあとに省略されているのは「照察。謹狀」であると考えて問題ないだろう。「伏惟」で書き止められる例はP.2539v「(擬) 靈武節度使書狀集」(後唐)「前袁州司徒」「謹奉狀陳賀。伏惟」や「諸道及朝要」「謹專復狀謝陳(陳謝)」などままた見られるので、P.3864の書き手に特徴的な省略方法であるとは言えない。なお、定型表現の省略については、この冊子本のほかの部分では「云云」と記されており、P.3449「郎官謝狀」(3通目)などに加え、P.3864でも「又、問疾」(73通目)や「又」(74通目)には「伏惟云云」と見える。この末尾定型句の省略をあらわす「云云」については、P.3637『新定書儀鏡』「(與姉夫書) 答書」、P.2622『吉凶書儀』「吊人翁婆伯叔姑兄姉」、P.3691『新集書儀』「又冬至賀語」など、ほかの書儀でも多用される。

1.2. 「又」(69通目) —— 兄を亡くした人に對する悔やみのことば

△言。禍故無常、日月流速。伏承賢兄傾[喪]、倍(悲)苦痛深、悲苦痛深、其於悲愴、何所迨及、何所迨及。謹奉疏慰。謹疏。

69通目については「賢兄傾[喪]」とある通り受取人が兄を亡くしており¹⁷、これは吊書である。文書の構成も吉凶書儀に見られる吊書とほぼ一致している。書儀で「傾」字を含む死を表す語は「傾背」「傾逝」「傾喪」があるが、ここでは亡者が同じく兄である次の71通目から「喪」を補った¹⁸。

「日月流速」から、兄を亡くしてから一定の時間が経過していることがわかる。P.3691『新集書儀』には、「小祥吊云『日月易流、奄經祥練、奉助摧噎』、大祥吊云『日月流速、已經祥製、奉助傷割』、除服吊云『日月易遷、俄經三載、抑割哀痛、奉助悲切』、諸節日吊云『日月易流、勤經新節、攀慕漸遠、奉助哀噎』」と見え、これに據れば大祥(父母を亡くして二十五ヶ月目の祭)ということになるが、ここでは

¹⁷『顔氏家訓』「風操篇」「凡與人言、稱彼祖父母・世父母・父母及長姑皆加尊字。自叔父母已下、皆加賢字、尊卑之差也」、P.2616『新定書儀鏡』「四海吊答第三」「凡吊父[云]尊府君、母[云]尊太夫人、其餘尊者及輕皆云賢、有官爵降重□□□□□」の通り、「賢」字は相手の親族をいうときに親族名稱の前に用いる。

¹⁸「喪」ではなく、[趙1997] 200頁のように「逝」を補うことも可能である。「傾喪」については用例が少なく、P.3691『新集書儀』に「吊妻亡、『禍豐無常、賢夫人傾逝、奉助悲切』。答[云]、『教門薄福、拙室傾喪、不任苦痛』」と、妻を亡くした場合に「傾逝」「傾喪」が使われている。P.2622『吉凶書儀』「……八十已下六十已上云『傾背』、六十已下卅已上云『傾逝』……」、P.3849『新定書儀鏡』「四海吊答第三」「凡重喪云『棄背』、中云『傾逝』、或云『喪歿』『喪逝』、其卑幼少年者云『夭逝』」のように年齢や喪の輕重により使い分けられ、各書儀で兄に對しては「傾逝」が用いられる場合が多い。

兄を亡くしているので當てはまらない。『五杉練若新學備用』巻中「吊父母亡」には「日月易流、已經成服、大祥、小」と、續く「吊師伯叔兄弟小師等」にも「日月易流、已經節、大殮、齋七」とあるほか、司馬光『書儀』巻九「與居憂人啓狀」には「日月流邁、奄踰旬朔安厝、卒哭、大祥、禫除、隨時」と見え¹⁹、いずれの書儀でも時間の経過を表す語は特に區別していない。この69通目の「日月流速」についてもそれほど厳密な使い分けはないと考えられ、服喪期間のどの段階で送られたお悔やみであるか特定することは難しい。

1.3. 「又」（70通目）——故人に手向ける品

拜別雅上、渴戀但深、緬唯哀苦、[足]²⁰下寢膳如常。今則賢兄不幸傾喪、雖昆季之情切、蓋壽命以如斯、其於悲慘、更在寬弘。有少奠儀、具陳後幅、謹修狀諮聞。伏惟。

「今則賢兄不幸傾喪」から69通目と同じく、受取人が兄を亡くしていることが読み取れる。また、「有少奠儀、具陳後幅」の部分から、この手紙のほかに「奠儀」があったこと²¹、その具體的内容と數量が別の紙に書かれていたらしいことがわかる。また、この表現は「奠儀」に限らず、廣く應用されていたようである。一例として、P.2539v「(擬)靈武節度使書狀集」から引用する。

沙州令公書

ム自邊藩、每慙拙政、既披雲之莫遂、實仰德以空深。太傅令每假隆移、曲垂異顧。繼飛等介、疊示華緘。褒稱逾海岳之恩、信幣比瓊瑤之賜。永言戴佩、豈易書紳。感謝未期、徒深銘鏤之至。今差押[牙]孟元立等、再申和好、復諧貴藩。有少清儀、具戴別幅。伏惟俯賜鑒察。

具信

¹⁹吉儀のような「與～啓狀」の標題からもわかる通り、言葉遣いも吊書よりむしろ吉儀に近い。この點、敦煌吉凶書儀や『五杉練若新學備用』が「吊～(書)」の標題で吊書の一種として扱うのとは大きく異なる。

²⁰「苦」と「下」の間に空白はなく詰めて文字が記されているが、文脈から脱字が疑われる。[趙1997]199頁の釋文は「□下」とし、註31で「閣下」あるいは「足下」といった呼稱であろうと推測する。書儀や敦煌發現の書簡實物を見る限り「閣下」や節度使に對する「節下」、「武官」に對する「麾下」は脇付や題書に用いられ、本文中で受取人に直接呼びかける例は確認できない。ここでは手紙本文(S.9713 + S.329『書儀鏡』冒頭部の文例に多く見られる)にも用いられる「足下」を補う。なお、足下は平懷、すなわち對等な關係にある相手に對する語である。「寢膳」は唐代の書儀では主に祖父母に對して用いるが、唐末から五代にかけての書儀では僧侶や官人の間でも使用される。「如常」は家書で「吾如常」と自分が変わりなく過ごしていることを相手に伝えるために用いられることが多く、それほど丁寧な表現ではない。よって、「足下」を補っても矛盾しない。

²¹司馬光『書儀』巻九「致賻襚狀」の註釋に「財物曰『賻儀』、衣服曰『襚儀』、香酒曰『奠儀』」とある。これに基づけば送られたのは香や酒である。

右件物等、誠非珍異、仍愧纖微。況絳織以無功、在雕鐫而是切。輒爲洗瀆、益所兢惶。伏惟台私、俯垂允納、幸甚。

下線部「有少清儀、具戴別幅」のあとに「具信」から書き出される部分がこの「別幅」に当たる。実際の手紙では「具信」の部分に具体的な贈り物の内容と數量が記される。同書儀には別に次のような組み合わせも見える。

樞蜜（密）狀

右△伏念早將弱質、獲奉深恩。顧惟絲蟻之微、何謝岳山之賜。而自幽州令公光應（膺）異渥、未貢賀儀。既夙夜以懷慙、實寐食而情懼。今則輒將匪禮、聊表猥衷。謹具別狀上聞。伏惟俯賜。

具馬

右件馬名非驪褭價異奇。馳蹤而來自玉關、聳轡而願依金埒、難逃浼塵之罪、冀修慶賀之儀。干瀆台嚴、戰汗交積。其馬謹差△隨狀獻上。伏惟俯賜。

文末の表現は先の例とやや異なるが²²、下線部「賀儀」「慶賀之儀」の對應が見て取れ、祝いの品として馬が送られている。同書儀ではほかに「禮賓引進内省書」に本文で「今則有少微誠、具則別幅」と述べたあと、「具馬」から始まる文が續く文例も収録されている。贈り物のリストが省略されていると見られる文例は、S.78v「（擬）縣令書儀」「兼有少常例、謹具別狀」（標題なし、[趙1997] 222頁）、P.4092『新集雜別紙』「有小迴禮、具在別幅」（標題なし、[趙1997] 148頁）なども確認でき、贈り物に添える手紙の形式として通用していたに違いない²³。特に名稱が與えられていたか否かは不明だが、唐末から五代にかけてあらわれた「別紙」や「咨目」、「短封」などと同様に²⁴、主となる書簡に附屬して別の用紙に記すタイプの書式であると見做すことができるのではないだろうか。

1.4. 「又」（71 通目）、「又」（72 通目）——とむらいを受ける範圍

【71 通目】

昨者近知尚書得染疾、醫療不損、藥餌無徵、聞言身故。△在此冤苦冤苦、

²²こちらに近い表現は、S.78v「（擬）縣令書儀」に「竊緣△並遭兵火、事力窮危、有少獻芹、乃是當時處分、兼尋得一兩受員闕、謹具後狀諮聞」が見える。（標題なし、[趙1997] 219頁）。

²³『高野雜筆集』下巻のいわゆる「唐人書簡」一通目と二通目の徐公直から義空宛ての手紙（二通目、贈り物の受取人は義空と道昉になっている）もこの形式であると考えられる。用件は一通目で述べられ、二通目は贈り物の内容と定型句で構成されている。

²⁴唐末から五代にかけての書式の變遷、主・従の區別ある書式の出現については、[山本2015]、[山本2016]、[山本2016]、[山本2018]を参照。専ら單獨で贈り物を送付する際には、「獻物狀」「送物」「遺物書」などが用いられたはずである（手紙に贈り物を添えるのではなく、贈り物に一筆書き添える）[山本2019]。

痛當奈何、痛當奈何。△甚欲奔波陳慰、值地遙津路、致有乖違、乞不見怪。今因人使、謹修狀陳慰。伏惟。

【72 通目】

△頓首頓首。禍故無常。伏承△官傾背、聞問惻恒、不能已已。惟哀慕摧割、何可堪忍。痛當奈何、痛當奈何。△官盛年、久蘊仁德、宜保遐壽。何圖積善無徵、奄遭凶禍。惟追慕抽割、何可堪 [忍]。痛當奈何、痛當奈何。未由造慰、但增悲係。謹奉白疏、慘愴不次。△郡日月 [姓名] 頓首 (月日 △郡姓名頓首)²⁵。

それぞれ冒頭の一文から、「尚書」「△官」が亡くなったことわかる。71 通目は結びの「謹修狀陳慰」の定型句から吊書である。72 通目については、吊書と答書、さらに告喪書では共通して用いられる語句が多く分かり難いが、告哀書であれば「以△月日」と亡くなった日付が記されるため除外できる。また、答書であれば「謹奉白疏」ではなく、「謹遣還答」「謹奉還疏」といった表現が用いられる。よって、これも吊書であると判断できる。

一般的に弔いを受けるのは亡くなった人の親族であり²⁶、敦煌吉凶書儀の吊書に見られるのは受取人との関係を示す「尊府君」(父親)、「尊夫人」(母親)、「賢室」(妻)、「賢郎」(息子)といった親族名称である。しかし、司馬光『書儀』では必ずしも親族名称が用いられていない。卷九「慰人父母亡疏狀」の「先某位」に関する註釋には次のように見える。

亡者……無官有素契、改「先某位」爲「先丈」、無素契爲「先府君」。

「尊」が「先」の字に置き換えられているほか、「府君」は無官で日頃交流のない相手をとむらう際に用いるのであって、官位をもつ場合には本文にある通り「先某位」と記すことがわかる。司馬光『書儀』で「某位」と示される箇所については、敦煌吉凶書儀では「某 (/△) 官」が使われることが多い。「先」あるいは「尊」の字を伴わないものの、71 通目「尚書」や 72 通目「△官」も受取人の親族である可能性は十分にある。

敦煌発見の書儀のうち、とむらう対象が親族名称以外になっている文例としては、ほかに P.4092 『新集雜別紙』「慰鎮州太傅」がある。

²⁵ここでは「頓首」の前に差出人の姓名を記入する指示が脱落しているが、姓名を補うとすれば「頓首」の前であり、また日付が差出人の情報「△郡+姓名」の間に挿入されるのは不自然であることから文字と語順を改めた。

²⁶『五杉練若新學備用』卷中「僧五服圖」に見られるような親族に相当する師弟関係のある僧尼を含む。

慰鎮州太傅

右ム伏以僕射薨背、限以職守、不獲躬候台階、下情無任悲惶之至。謹奉狀□陳慰。

ム慰言。伏承府君僕射薨背、奄違孝養、聞問驚懼□□。伏惟攀號擗踊、五内分崩、煩冤毒（荼）毒、何可迨及。痛當奈何、痛當奈何。伏惟僕射年雖居尊、冀延遐壽。豈期不終孝養、奄棄盛明。伏惟攀慕（慕）號絕、何可迨及、痛當奈何、痛當奈何。謹奉疏陳慰、慘愴不次。ム郡〔姓名〕白疏頻（頓）首頻（頓）首。

「右ム」にはじまり「謹奉狀□陳慰」で終わる部分と、「ム慰言」にはじまり「ム郡白疏頓首頓首」で終わる部分の二部構成になっている。本文に「僕射薨背」「府君僕射薨背」とある通り、亡くなったのは「(府君) 僕射」である。

この「府君僕射」について見ていきたい。先に觸れたように、敦煌吉凶書儀の吊書では「府君」は「尊府君」のかたちで用い²⁷、P.3637『新定書儀鏡』「四海吊答書・吊遭父母喪書」や「妯娌父母亡及夫亡辭」、P.3442『書儀』「吊女婿遭父母喪書」といった文例の中で、受取人（四海やあいよめ、むすめ婿など）の亡くなった父親を指す。「府君僕射」のような「親族名稱」＋「官名」の組み合わせは²⁸、司馬光『書儀』卷九「慰人父母在祖父母亡啓狀」「尊祖考某位」や「慰人伯叔父母姑亡」「尊伯父某位」が見られる。「慰鎮州太傅」では「僕射」と「府君僕射」が併用されているが、それぞれ司馬光『書儀』の「(先) 某位」と「(尊) 祖考某位」「(尊) 伯父某位」に對應している。「府君僕射」は唐代の「尊府君」から宋代の「先某位」への移行過程で出現した形式ではないかと推測されるのである。つまり、「慰鎮州太傅」は父親を亡くした「鎮州太傅」に對するお悔やみのことばである。「奄違孝養」「豈期不終孝養」と繰り返し「孝養」の語が用いられていることから親を亡くしたことは疑いない²⁹。司馬光『書儀』だけでなく、敦煌發見のP.4092『新集雜別紙』（後唐、930年代前半³⁰）「慰鎮州太傅」でも「僕射」と官名だけをを用いる例が確認できることから、P.3864「(擬) 刺史書儀」に採り入れられていたとしても不思議はない。

71 通目「尚書」や72 通目「ム官」が受取人の親族であることを示すもうひとつ

²⁷ 吉儀に見られるように、存命であれば「府君」を用いる。なお、自分の父親をいうことはない[張 2007] 121、144 頁。

²⁸ 唐代の墓誌には「僕射府君」の表現が見られるが、「府君」は父親に限らず故人に對する敬稱であり、書儀の例とは語順も用法も異なる。

²⁹ 敦煌吉凶書儀でも「吊女婿遭父母喪書」「吊妻父母遭父母喪書」「皇后遭父母喪奉慰表」など父母を亡くした相手に對して「奄違孝養」が用いられる。

³⁰ 成書年代については[趙 1997] 158 頁。

の傍証として、『高野雜筆集』下巻に収録される文例を取り上げる。いわゆる「唐人書簡」計18通のうちの16通目で、唐の商人・徐公祐から唐僧・義空に宛てられた手紙である。

瞻奉已久、誠仰惟深、季夏毒熱、伏惟和尚道體萬福、即日公祐俗務常勞、不審比日法體何如。公祐從六月五日發明州、至廿日到此館中、且蒙平善。伏承眞寂和尚遷化、聞問驚怛、情不能已、無任酸哽之至。子姪胡婆在京甚煩和尚仁德。家中將得少許衣服及信物來、無好信得附從、伏望和尚垂情發遣、一來已後的不妨驅使。公祐蘇州田稻三二年全不收、用本至多、因此困乏、前度所將貨物來、由和尚與將入京、不免有損折、今度又將得少許貨物來、不審胡婆京中有相識、投託引用處否、望與發遣來鎮西府取之、五斤香處置、乞不責下情、限以路遙、未由禮謁、不宣。俗弟子徐公祐和南。
六月卅日
和尚法前
家兄亦有狀及信物、候官中開庫附往、謹空

71通目や72通目、「慰鎮州太傅」の三通は吊書の常套句で構成されており、吊書と見做すことに問題はなかったが、ここでは日常的に用いられるあいさつ文の形式を採りながら³¹、本文の一部に凶儀の表現が取り入れられる。差出人である徐公祐が六月五日に明州を發ち、二十日に太宰府鴻臚館に到着したこと、甥の胡婆に家から持參した衣服や土産を受け取りに來させてほしいこと、蘇州のイネの全く收穫がなく困窮していることなど³²、ほかの用件とあわせて眞寂和尚の遷化したことを知り驚き悲しんでいる気持ちを伝える（下線部）。その表現はP.2622『吉凶書儀』「俗人吊僧道遭師主喪疏」とよく似ている。

弟子ム和尚(南)道士云、
ム白。靈變無常、伏承和尚遷化道士云尊
師仙化、聞問驚怛、不能已已。
伏惟攀慕教緣、何可逮[及]。痛當奈何、痛當奈何。未由奉慰、但增悲慕。
謹奉白疏、慘愴不次。弟子ム郡ム乙和尚(南)道士云「白」。如不是
門師、即不要弟子。

俗人である徐公祐の僧義空に對することばは、このような書儀の例に倣って書かれたのではないかと推測される。

眞寂の名は唐人書簡5通目に見え、それは日本人僧である眞寂から義空への手紙である。文中で差出人・眞寂は受取人・義空を「兄」と呼んでいることから、同門の僧であると考えられるが、徐公祐は別に吊書を準備していない。『五杉練若新學備用』巻中「僧五服圖」にも「同法門者隨喪」とあり、義空は眞寂の喪に服さなかつ

³¹ 吉儀の基本的な書式については〔山本2010〕148頁参照。

³² 〔田中2014, 63頁〕は「三二年」を九九算による表記と考え、六年間と解釋する。

たのであろう。そのため、徐公祐は日常的な手紙の中に一言添えるだけで済ませたものと考えられる。もし眞寂が義空の師で、喪に服す対象であったならば吊書を送っていたはずである。ここからも、71・72通目が吊書である限り、亡くなった人物は受取人が喪に服すべき範囲の親族であると判断される。そうでなければ、唐人書簡のように書儀には見られない不規則な運用で気持ちを伝えるだけであったはずである。

このように71通目「尚書」や72通目「ム官」が受取人の男性親族であることはほぼ疑いないであろう。しかしながら、「慰鎮州太傅」の「府君」や「孝養」のような対象が特定可能な語句が含まれておらず、具体的な親族関係まで明らかにすることは難しい。強いて挙げるならば、72通目「盛年」は「ム官」が亡くなったおおよその年齢を示している。P.2622『吉凶書儀』「廿已上云盛年」、P.3691『新集書儀』「卅至卅亡云盛年殞逝、卅至廿亡云盛年喪逝」とあるように、20代から30代で亡くなったことをあらわし、書儀の中では女婿や新婦、弟妹、姪甥の死をいう際に多く用いられるが、ここでは新婦と妹の可能性は排除できる。69通目でも少し觸れたが、「傾背」もまた年齢や喪の軽重を示す語である。P.2622『吉凶書儀』（大中年間）では「八十已下六十已上云傾背」と、60から80歳の高齢の人に用いることになっているが、それよりも古いP.3442『書儀』（開元末）では「伯叔姑兄姉弟妹」や「舅姨」、「夫」、「妻父母」に対する用語として挙げられている。「盛年」「傾背」とともに誤写でないならば、ここではP.3442『書儀』に従い解釈すべきであろう。あくまで推測の域を出ないが、受取人は兄弟あるいは姪甥を亡くしたのではないかと考えられる。71通目についても、司馬光『書儀』卷九「慰人父母亡疏狀」の「先某位」以外、亡くなったのが父親であるという確証が得られない。

付言すると、「惟哀慕摧割」「惟追慕抽割」と、「伏惟」ではなく「惟」が用いられており、差出人と受取人は書儀で「平懷」あるいは「平交」と呼ばれる対等な関係のはずである。

2. 制作の背景

2.1. 作成年代

この書儀の作成年代については、周一良氏は冊子體の寫本であることから書儀の中でも比較的遅い時期のもの、晩唐あるいは唐末であろうと推測している³³。その後、陳祚龍氏がP.3449とP.3864が同一冊子の離れであり、P.3449のあとにP.3864

³³ [周一良 1995] 53頁。この段階で周氏はP.3864未見で、P.3449をもとに検討している。

が接續することを指摘するとともに、文中に見られる名稱や法令制度などから五代後唐期（後梁太祖開平二年～後唐明宗長興四年）に比定し³⁴、趙和平氏もまた後唐・明宗の後期であるとの見方を示している³⁵。

上掲の釋文の通り、「吊儀」には陳氏や趙氏が年代を比定する際に参考にした地名や門名などの固有名詞は含まれていない。後唐に作成されたと特定できるだけの根拠はないものの、他の書儀との比較から範囲を絞ることは可能である。68通目から72通目のいずれについても、用語や書式に共通点が見られるのは『五杉練若新學備用』など五代期の書儀であった。また、同時期の書儀に類例が確認できない場合であっても、敦煌寫本書儀と司馬光『書儀』との間に位置づけることが可能である³⁶。冊子前半部分の吉儀とはもともと別の書儀で、偶然この冊子にまとめて書き寫されたのだとしても、ほぼ同時代、10世紀頃の手紙をもとにしていると考えて問題ない。

2.2. 作成者

利用対象者に関して、周氏はみやこから地方へ出て州刺史に就いた官吏³⁷、趙氏も特に刺史のために準備されたものであるとの見解を示しており³⁸、擬題はこれに據る。

表狀箋啓書儀に分類される書儀のほとんどが孤本であり、校合可能な複数のテキストが現存するのは『宋史』「藝文志」に書名が確認できる『記室備要』くらいである³⁹。このように流通傳播の状況が吉凶書儀とは明らかに異なっており、書儀が編纂された時、あるいはこれらの寫本が書寫された時の目的や方法にも違いがあったはずである。

先に確認した通り、この「吊儀」には吊答書が1通（68通目）、送奠儀が1通（70通目）、吊書が3通（69、71、72通目）収録されていた。綜合書儀とも呼ばれる吉凶書儀のように、網羅的・系統的であるとは言えず、すべて「吊儀」に關わるという以外、採録の基準や排列の方法に、合理的な根拠を見いだすことはできない。また、

³⁴ [陳祚龍 1983]

³⁵ [趙和平 1995] 224 頁。

³⁶すでに別稿で指摘している通り、P.3449 + P.3864には當該時期に形成されつつあった新しい書式を収録しており、唐から宋にかけての變遷を觀察するのに有益な内容を含んでいる（[山本 2020a] [山本 2020b] [山本 2021] など）。70通目の「送奠儀」や71・72通目の吊書も當時の書式を反映する文例である。

³⁷ [周一良 1995] 「撰者設想利用書儀的人，有從首都到地方出任州刺史的官吏」（61 頁）。

³⁸ [趙和平 1995] 「專門爲刺史所準備的」（223 頁）。

³⁹P.3723 に書名、撰者、序、上・中・下（一部）巻が残るほか、P.3451bis および S.5888 に上巻の一部が確認できる。

標題の付け方から見ても、誰かのために、世の中に流通させるために作成したのではなく、自分用に書き留めたものであると考えられる。また、P.3449+P.3864は巻物ではなく冊子本であり、個人の閲覧利用に便利であったはずである。

「吊儀」に関しては刺史が書き手であることを示す根拠はない。亡くなった人と差出人あるいは受取人の関係についてはおおよそ把握できるものの、差出人や受取人自身、あるいは両者の関係について得られる情報はごくわずかである。また、これらの文例が差出人の控えであるのか、受取人が今後の参考のために書き寫したものであるのか、他人の手紙を書き留めたのかに據っても書儀としての性格が大きく変わる。68通目に「遠垂軍將」とあり、差出人は「軍將」を動かすことのできる立場にあることを示唆しているが、この寫本を書き記した人物が差出人であるのか、受取人であるのか、あるいはどちらでもない第三者なのか読み取ることは困難である。

確實にいえるのは、オリジナルの手紙を原文そのままに寄せ集めたのではなく、個人名を「ム」に置き換え匿名性を確保したり、68通目「物色」のように具体的内容・數量を明記しなかったり、定型句を省略するなど手を加え、標題を附して「書儀」としての體裁を整えようとした形跡があるということである。ただ、吉凶書儀のように、理想的な、望ましいかたちを示す手本というよりは、より實踐例に近く、二次的著作物のようなものである。もともなった手紙も組織的に蒐集したのではなく、偶々手に入れた、手元にあったものを大まかに分類して書き寫したように見える⁴⁰。その結果、兄を亡くした場合の文例に偏ったのだろう。

2.3. 冊子前半との比較

はじめにも述べた通り、冊子の前半と後半では標題の付け方が異なっている。ここでは標題、特に後半部分に特徴的な「又」に焦點を当てつつ、前半と比較したい。

前半部分では標題を見れば各文例の用途や宛先、書式がわかるようになってはいるものの、同種のを整理してまとめて書き記すというようなことは基本的に行われていない。例えば、「吊儀」のように、利用する場面に應じて「謝狀（お禮の手紙）」「賀狀（お祝いの手紙）」「辭狀（別れのあいさつ文）」のように分類することが可能であるが、実際には冊子内の各葉に散らばっている。文例の排列順序・分類方法についても、前半と後半で基準が違うように見える。

⁴⁰ 排列や内容から見て、ほかの書儀からの抜粋である可能性は低いだろう。本来 70 通目に添えられていた「後幅」は必要ないと判断して意圖的に省いたか、書き寫そうとした時点ですでに失われていたものと思われる。

前半でも一例のみ標題に「又」が使われている。それは11通目で、「又」のあとには「有著蒙恩者一本」の註釋がある。「又」は11通目が10通目と同じく「辭膀子」であることを示し、兩者の違いは本文中に「蒙恩」という表現を使用するか否かにある⁴¹。一方で、10通目・11通目と同じような関係にある複数の文例が連続して書き記される場合にも「又」が使われていないこともある。45通目と46通目の標題は共に「封門狀迴書 平交」で完全に一致しているにも関わらず、「又」とは書かれていない⁴²。このように必ずしも一貫性があるとはいえないが、11通目の「又」は69通目から72通目の用法とは對應しない。

このほか、10通目「辭膀子」「依前半張」、12通目「正衙辭狀」「又兩紙」、15通目「申本道狀啓」「各一封」のように標題のあとに簡単な註釋が續くが、後半には見られない。註釋について7通目「受恩命後於東上閣門祇候謝恩膀子」では本文のあとに「只半張紙、切須鉸剪齊正、小書字」と書き記されている。特に「切須」と注意を促している部分は自分用のメモとは考えにくく⁴³、この點でも「吊儀」とは異なる別の書儀であったのではないかと疑われる。

おわりに

以上、P.3864「吊儀」について検討を加えた。表狀箋啓書儀や手紙の實物で凶儀に關わるものは吉儀に比べてずっと少なく、ここに見られる文例は注目に値する。68通目や70通目などから、吉凶書儀では觸れられないものの、実際には凶儀において物品のやり取りがかなり頻繁に行われていたことがうかがわれる。また、そのやり取りの中では、吉儀と共通する表現・書式が應用されていることが確認できた。前半に見られる「表」「啓狀」「膀子」「別紙」「門狀」といった新舊多様な書式とともに、當時の手紙の具體的な姿をとどめ、唐から宋への變遷を反映していた。

「吊儀」に續く「又、問疾」「謝主務」を含め、全體の性質を改めて精査する必要があるが、P.3449+P.3864は1冊の冊子本の中に來歴の異なる複数のテキストが記されているのではないかと推測される。もともとひとつの書儀として存在したものを轉寫したのではなく、この冊子本の書き手あるいは持ち主の興味・關心にあわせて寄せ集め、閱覽に便利なように仕立てたと考えられるのである。した

⁴¹この二通の膀子については〔山本 2019a〕参照。

⁴²「封門狀迴書」はこのほかに二通収録されている（40・42通目）が、一カ所にはまとめられていない〔山本 2020b〕。

⁴³「切須」については、P.2646『新集吉凶書儀』「凡應修書狀、切須頭尾輕重相稱」、「右修前件婚書、切須好紙」、『五杉練若新學備用』卷中「論書題高下」「凡與尊人書題、切須謹小書之」のように凡例や註釋で書儀の利用者に當然すべきこととして注意を促す際に用いられる。

がって、主に前半の内容に依據する「刺史書儀」の擬題は必ずしも適當であるとは言えない。

朋友書儀・吉凶書儀・表狀箋啓書儀のうち「表狀箋啓書儀」という呼稱だけは寫本には見られないものである。P.3449+P.3864をはじめとして、ここに分類される書儀の大半は原題が不明で、寫本に原題を残す P.4093『甘棠集』、P.3723『記室備要』、P.4092『新集雜別紙』についても「書儀」を冠するものはない。「表狀箋啓書儀」に分類される書儀は、官製私製を問わず禮儀作法の普及や啓發を目的として系統的・組織的に編まれた吉凶書儀に比べて編纂の背景や意圖が複雑であり、成書過程の問題についていまだ不明な点も多い。個々の寫本の形態的特徴なども踏まえた上で、今後さらに分析を進めていく必要があるだろう。

参考文献（アルファベット順）

- 陳祚龍 1983：「看了周作『敦煌寫本書儀考（之一）』以後」『敦煌學』6，31～68頁
- 坂尻彰宏 2012a：「杏雨書屋藏敦煌祕笈所收懸泉索什子致沙州阿耶狀」『杏雨』15，374～389頁
- 2012b：「大英博物館藏甲戌年四月沙州妻鄧慶連致肅州僧李保祐狀」『敦煌寫本研究年報』6，155～167頁
- 田中史生 2014：田中史生編『入唐僧惠萼と東アジア』勉誠出版
- 山本孝子 2010：「敦煌書儀中的“四海”範文考論」『敦煌寫本研究年報』4，141～161頁
- 2015：「敦煌發見の書簡文に見える「諮」——羽071「太太與阿耶、阿叔書」の書式に關聯して」『敦煌寫本研究年報』9，93～109頁
- 2016a：「凶儀における「短封」の使用——唐・五代期における書簡文の變遷」『敦煌寫本研究年報』10，109～123頁
- 2016b：「《高野雜筆集》下卷所收録的兩封凶書相關問題研究」『域外漢籍研究集刊』13，3～17頁
- 2017：「凶儀における物品の授受に關する覚え書き——S.4571v「(擬)隨使宅案孔目官孫□謝大德慰問吊儀狀」を中心に」『中國周邊地域における非典籍出土資料の研究』關西大學東西學術研究所，75～90頁
- 2018：「吉儀中是否有“三幅書”？——從通婚書說起」『中國古代法律文獻研究』12，368～382頁
- 2019a：「書儀に見られる「膀子」」『敦煌寫本研究年報』13，277～288頁
- 2019b：「敦煌的「獻物狀」、「送物」及「遣物書」析論」『敦煌學』35，19～42頁

- 2020a：「唐宋時代の門狀——使用範圍の擴大と細分化」『續中國周邊地域における非典籍出土資料の研究』關西大學東西學術研究所，65～87頁
- 2020b：「《(擬) 刺史書儀》〈封門狀回書〉與《五杉練若新學備用》〈大狀頭書〉之比較研究——〈唐宋時代の門狀——使用範圍の擴大と細分化〉補遺」『敦煌寫本研究年報』14，85～97頁
- 2021：「大狀の諸相——唐末から宋における私信としての展開」『敦煌寫本研究年報』15，51～65頁
- 張小豔 2007：『敦煌書儀語言研究』商務印書館
- 趙和平 1995：「後唐時代刺史專用書儀——P.3449+P.3864 的初步研究」，周一良・趙和平『唐五代書儀研究』中國社會科學出版社，222～230頁
- 1997：『敦煌表狀箋啓書儀輯校』江蘇古籍出版社
- 周一良 1995：「敦煌寫本書儀考（之一）」，周一良・趙和平『唐五代書儀研究』中國社會科學出版社，53～70頁（初出：『敦煌吐魯番文獻研究論集』第一輯，中華書局，1982）

（作者は廣島大學外國語教育研究センター准教授）